

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成7年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 農業協同組合及び農業協同組合連合会（第2条— <u>第22条</u> ）	第2章 農業協同組合及び農業協同組合連合会（第2条— <u>第25条</u> ）
第3章 農事組合法人（ <u>第23条—第28条</u> ）	第3章 農事組合法人（ <u>第26条—第33条</u> ）
第4章 報告の徴収等及び検査等の請求（ <u>第29条—第36条</u> ）	第4章 報告の徴収等及び検査等の請求（ <u>第34条—第42条</u> ）
附則	附則
（信用事業規程の設定等の承認の申請等）	（信用事業規程の設定等の承認の申請等）
第3条 略	第3条 組合は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 信用事業規程の設定を <u>決議した</u> 総会又は総代会（以下「総会等」という。）の議事録の謄本
2 略	2 組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 信用事業規程の変更又は廃止を <u>議決した</u> 総会等の議事録の抄本
3 略	3 組合は、法第11条第4項の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 信用事業規程の変更を <u>議決した</u> 総会等の議事録の抄本
（1）・（2） 略 （3） 信用事業規程の変更又は廃止を <u>決議した</u> 総会等の議事録の抄本	
（1）・（2） 略 （3） 信用事業規程の変更を <u>議決した</u> 総会等の議事録の抄本	

(信用事業方法書の制定等の届出)

第4条 略

(1) 略

(2) 信用事業方法書の制定を決議した理事会の議事録の謄本

2 略

(1)・(2) 略

(3) 信用事業方法書の変更又は廃止を決議した理事会の議事録の抄本

(共済規程の設定等の承認の申請等)

第5条 組合は、法第11条の17第1項の規定により共済規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 共済規程の設定を決議した総会等の議事録の謄本

2 組合は、法第11条の17第3項の規定により共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 変更又は廃止の理由書

(2) 変更しようとする条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面

(3) 共済規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録の抄本

3 組合は、法第44条第5項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定により総会等の決議を経ることを要しない場合においては、前項の規定にかかわらず、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 変更の理由書

(2) 変更しようとする条項の新旧対照表

(3) 共済規程の変更を決議した理事会の議事録の抄本

4 組合は、法第11条の17第4項の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなけれ

(信用事業方法書の制定等の届出)

第4条 組合は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号。以下「省令」という。）第7条第2項の規定により信用事業方法書の制定の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 信用事業方法書の制定を議決した理事会の議事録の謄本

2 組合は、省令第7条第2項の規定により信用事業方法書の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 信用事業方法書の変更又は廃止を議決した理事会の議事録の抄本

(共済規程の設定の承認の申請)

第5条 組合は、法第11条の7第1項の規定により共済規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 共済規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

ばならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 変更した条項の新旧対照表
- (3) 共済規程の変更を決議した総会等の議事録の抄本

(共済規程の変更又は廃止の承認の申請)

第6条 組合は、法第11条の7第3項の規定により共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 変更しようとする条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面
- (3) 共済規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録の抄本

2 組合は、法第44条第5項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定により総会等の議決を経ることを要しない場合においては、前項の規定にかかわらず、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 変更しようとする条項の新旧対照表
- (3) 共済規程の変更を議決した理事会の議事録の抄本

(価格変動準備金の積立免除の認可の申請)

第7条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金の全部又は一部の金額について積立てをしないことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(価格変動準備金の取り崩しの認可の申請)

第7条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の34第2項の規定により価格変動準備金を取り崩すことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(価格変動準備金の取り崩しの認可の申請)

第8条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の15第2項の規定により価格変動準備金を取り崩すことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(信託規程の設定等の承認の申請等)

第8条 農業協同組合は、法第11条の42第1項の規定により信託規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 信託規程の設定を決議した総会等の議事録の謄本

2 農業協同組合は、法第11条の42第3項の規定により信託規程の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 変更しようとする条項の新旧対照表
- (3) 信託規程の変更を決議した総会等の議事録の抄本

3 農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定により信託規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 変更した条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面
- (3) 信託規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録の抄本

(宅地等供給事業実施規程の設定等の承認の申請等)

第9条 組合は、法第11条の48第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 宅地等供給事業実施規程の設定を決議した総会等の議事録の謄本

(信託規程の設定の承認の申請)

第9条 農業協同組合は、法第11条の23第1項の規定により信託規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 信託規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(信託規程の変更又は廃止の承認の申請)

第10条 農業協同組合は、法第11条の23第3項の規定により信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 変更しようとする条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面
- (3) 信託規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録の抄本

(宅地等供給事業実施規程の設定の承認の申請)

第11条 組合は、法第11条の29第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 宅地等供給事業実施規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

2 組合は、法第11条の48第3項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由書
- (2) 変更しようとする条項の新旧対照表
- (3) 宅地等供給事業実施規程の変更を決議した総会等の議事録の抄本

3 組合は、法第11条の48第4項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 変更した条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面
- (3) 宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録の抄本

(宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認の申請)

第12条 組合は、法第11条の29第3項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 変更しようとする条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面
- (3) 宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録の抄本

(農業経営規程の設定の承認の申請)

第13条 組合は、法第11条の32第1項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 農業経営規程の設定を決議した総会等の議事録の謄本

(農業経営規程の設定等の承認の申請等)

第10条 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 農業経営規程の設定を決議した総会等の議事録の謄本

2 組合は、法第11条の51第3項の規定により農業経営規程の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由書

(2) 変更しようとする条項の新旧対照表

(3) 農業経営規程の変更を決議した総会等の議事録の抄本

3 組合は、法第11条の51第4項の規定により農業経営規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 変更又は廃止の理由書

(2) 変更した条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面

(3) 農業経営規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録の抄本

(農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請)

第14条 組合は、法第11条の32第3項の規定により農業経営規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 変更又は廃止の理由書

(2) 変更しようとする条項の新旧対照表又は残務処理が完了したことを証する書面

(3) 農業経営規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録の抄本

(共済契約条件の変更の承認の申請)

第11条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の52第3項の規定により共済契約について共済金額の削減その他の契約条項の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

第12条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の61第1項の規定により契約条件の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 契約条件の変更を決議した総会等の議事録の抄本

(4)・(5) 略

(定款変更の認可の申請等)

第13条 組合は、法第44条第2項の規定により定款の変更の認可を受けよう

(共済契約条件の変更の承認の申請)

第15条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の33第3項の規定により共済契約について共済金額の削減その他の契約条項の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

第16条 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の42第1項の規定により契約条件の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 契約条件の変更を議決した総会等の議事録の抄本

(4)・(5) 略

(定款変更の認可の申請等)

第17条 組合は、法第44条第2項の規定により定款の変更の認可を受けよう

とするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 定款の変更を決議した総会等の議事録の謄本

2 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) 定款の変更を決議した総会等の議事録の抄本

(設立の認可の申請等)

第14条 略

(1)～(11) 略

(12) 経営管理委員を置かない組合の設立の場合にあっては、理事が法第30条第11項ただし書、第12項及び第13項に規定する資格を有することを証する書面

(13) 経営管理委員設置組合の設立の場合にあっては、経営管理委員が法第30条の2第3項並びに同条第4項において準用する法第30条第11項ただし書、第12項及び第13項に規定する資格を有することを証する書面

(14) 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合で法第30条第14項各号に掲げるものの設立の場合にあっては、監事の構成が同項に規定する要件に該当することを証する書面

(15) 法第30条第15項の組合の設立の場合にあっては、常勤の監事が同項に規定するところにより定められたことを証する書面

(16) 略

(17) 農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の設立の場合にあっては、前各号に掲げる書類のほか、連合会の設立の発起人となり、又は設立準備会の議事に同意することを決議した各組合の総会等の議事録

とするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 定款の変更を議決した総会等の議事録の謄本

2 略

3 農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）がその地区を地区とする他の連合会が現に行っている事業を新たに行うために定款を変更しようとする場合は、第1項各号に掲げる書類のほか、法第46条の2に規定する会員たる組合の総会等の議事録の抄本を添付しなければならない。

4 組合は、法第44条第4項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 定款の変更を議決した総会等の議事録の抄本

(設立の認可の申請等)

第18条 発起人は、法第59条第1項の規定により組合の設立の認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 経営管理委員を置かない組合の設立の場合にあっては、理事が法第30条第11項ただし書に規定する資格を有することを証する書面

(13) 法第30条の2第4項の組合の設立の場合にあっては、経営管理委員が同条第3項に規定する資格を有することを証する書面

(14) 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合で法第30条第12項各号に掲げるものの設立の場合にあっては、監事の構成が同項に規定する要件に該当することを証する書面

(15) 法第30条第13項の組合の設立の場合にあっては、常勤の監事が同項に規定するところにより定められたことを証する書面

(16) 略

(17) 連合会の設立の場合にあっては、前各号に掲げる書類のほか、連合会の設立の発起人となり、又は設立準備会の議事に同意することを議決した各組合の総会等の議事録の謄本

の謄本

- 2 組合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下「令」という。）第2条第1項の規定による設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、報告書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 組合は、法第59条第1項の設立の認可があった日から90日を経過しても令第2条第1項の規定による設立の登記を完了できないときは、遅滞なく、報告書に理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(解散の決議の認可の申請等)

第15条 組合は、法第64条第2項の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 略
 - (2) 解散を決議した総会等の議事録の謄本
 - (3)・(4) 略
 - (5) 総代会において解散を決議した場合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
 - (6) 略
- 2 組合は、法第64条第5項又は第8項の規定による解散の届出をしようとするときは、届出書に解散の理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(合併等の認可の申請等)

第16条 略

(1)～(5) 略

(6) 合併を決議した各組合の総会等（法第65条の2第1項の場合にあっては、総会等又は理事会（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会。次条第1項第6号において同じ。））の議事録の謄本

(7) 略
ア 略
イ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項に規定

2 組合は、法第74条第1項の規定による設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、報告書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

3 組合は、法第59条第1項の設立の認可があった日から90日を経過しても法第74条第1項の規定による設立の登記を完了できないときは、遅滞なく、報告書に理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(解散の議決の認可の申請等)

第19条 組合は、法第64条第2項の規定により解散の議決の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 略
 - (2) 解散を議決した総会等の議事録の謄本
 - (3)・(4) 略
 - (5) 総代会において解散を議決した場合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
 - (6) 略
- 2 組合は、法第64条第4項又は第7項の規定による解散の届出をしようとするときは、届出書に解散の理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(合併の認可の申請等)

第20条 設立委員又は合併後存続する組合（法第10条第1項第3号の事業を行う組合を除く。次項において同じ。）は、法第65条第2項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略
 - (6) 合併を議決した各組合の総会等の議事録の謄本
- (7) 出資組合にあっては、次に掲げる書類
ア 略
イ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項に規定する手続を

	する手続を完了したことを証する書面 ウ 略	完了したことを証する書面 ウ 略
(8)	総代会において合併を決議した場合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面	(8) 総代会において合併を議決した場合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
(9)	略	(9) 略
2	略	2 合併によって組合を設立する場合は、前項の認可申請書に同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	(4) 経営管理委員を置かない組合の設立の場合にあっては、理事の構成が法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文、 <u>第12項及び第13項</u> に規定する要件に該当することを証する書面	(4) 経営管理委員を置かない組合の設立の場合にあっては、理事の構成が法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文に規定する要件に該当することを証する書面
	(5) <u>経営管理委員設置組合</u> の設立の場合にあっては、経営管理委員が <u>法第30条の2第3項並びに同条第4項において準用する法第30条第11項本文、第12項及び第13項</u> に規定する資格を有することを証する書面	(5) <u>法第30条の2第4項の組合</u> の設立の場合にあっては、経営管理委員が <u>同条第3項</u> に規定する資格を有することを証する書面
	(6) <u>法第30条第15項の組合</u> の設立の場合にあっては、常勤の監事が同項に規定するところにより定められたことを証する書面	(6) <u>法第30条第13項の組合</u> の設立の場合にあっては、常勤の監事が同項に規定するところにより定められたことを証する書面
	(7)・(8) 略	(7)・(8) 略
3	略	3 組合は、法第70条第2項において準用する法第65条第2項の規定により連合会の権利義務の承継の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
	(5) 略 ア 略	(5) 出資組合にあっては、次に掲げる書類 ア 略
	イ 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項に規定する手続を完了したことを証する書面	イ 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面
	ウ 略	ウ 略
	(6)・(7) 略	(6)・(7) 略
	(8) 総代会において連合会の権利義務の承継を決議した場合にあっては、法第70条第2項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面	(8) 総代会において連合会の権利義務の承継を議決した場合にあっては、法第70条第2項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
	(9) 略	(9) 略
4	組合は、 <u>令第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定により合併又は権利義務の承継に係る登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、報告書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。	4 組合は、 <u>法第79条</u> の規定により合併又は権利義務の承継に係る登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、報告書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

なければならない。

(新設分割の認可の申請等)

第17条 組合は、法第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 新設分割の理由書
- (2) 新設分割経過報告書
- (3) 新設分割計画の写し
- (4) 事業計画書
- (5) 財産目録
- (6) 新設分割を決議した総会等の議事録（法第70条の4第1項の場合にあっては、総会等又は理事会）の謄本
- (7) 貸借対照表
- (8) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項又は第3項に規定する手続を完了したことを証する書面
- (9) 法第70条の3第5項において準用する法第50条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面又は債権者が異議を述べなかつたことを証する書面
- (10) 総代会において新設分割を決議した場合にあっては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (11) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- (12) 設立委員の住所、氏名及び略歴を記載した書面
- (13) 設立委員が法第70条の3第5項において準用する法第66条第1項に規定する資格を有することを証する書面
- (14) 役員の理事、経営管理委員又は監事の別、住所、氏名及び略歴を記載した書面
- (15) 経営管理委員を置かない組合の設立の場合にあっては、理事の構成が法第70条の3第5項において準用する法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文、第12項及び第13項に規定する要件に該当することを証する書面
- (16) 経営管理委員設置組合の設立の場合にあっては、経営管理委員が法

第30条の2第3項並びに第4項において準用する第30条第11項本文、第12項及び第13項に規定する資格を有することを証する書面

(17) 設立委員会の議事録の謄本

(18) 定款

2 組合は、令第26条第3項の規定により新設分割に係る登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、報告書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

(理由書の添付を要する請求又は許可の申請)

第18条 法第11条の45の規定により、次に掲げる請求又は許可の申請をしようとするときは、請求書又は許可申請書に理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(30) 略

(仮理事の選任等の請求)

第19条 組合員、会員その他の利害関係人は、法第40条第1項又は第3項の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

第20条 略

(共済事業の全部の譲渡等の届出)

第21条 組合は、法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡の届出又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 譲渡又は移転を決議した総会等の議事録の謄本

(認可に関する証明の請求)

第22条 発起人、組合又は設立委員は、法第61条第2項後段（法第44条第3項、第61条第5項後段及び第65条第3項（法第70条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する証明の請求をしようとするときは、請求書に理由書を添付して知事に

(理由書の添付を要する請求又は許可の申請)

第21条 法第11条の26の規定により、次に掲げる請求又は許可の申請をしようとするときは、請求書又は許可申請書に理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(30) 略

(仮理事の選任等の請求)

第22条 組合員、会員その他の利害関係人は、法第40条第1項の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

第23条 略

(共済事業の全部の譲渡等の届出)

第24条 組合は、法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡の届出又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 譲渡又は移転を議決した総会等の議事録の謄本

(認可に関する証明の請求)

第25条 発起人、組合又は設立委員は、法第61条第2項後段（法第44条第3項、第61条第5項後段、第64条第3項及び第65条第3項（法第70条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する証明の請求をしようとするときは、請求書に理由書を

提出しなければならない。

(仮理事の選任の請求)

第23条 農事組合法人 (以下「法人」という。) の組合員その他利害関係人は、法第72条の22の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(監事の報告)

第24条 法人の監事は、法第72条の24第3号の規定による報告をしようとするときは、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(定款変更の届出)

第25条 法人は、法第72条の29第2項の規定による定款の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 定款の変更を決議した総会の議事録の抄本

(成立の届出)

第26条 法人は、法第72条の32第4項の規定による成立の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 理事が法第72条の32第3項において準用する法第72条の17第4項に規定する資格を有することを証する書面

(4)～(6) 略

添付して知事に提出しなければならない。

(仮理事の選任の請求)

第26条 法人の組合員その他利害関係人は、法第72条の12の6の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(監事の報告)

第27条 法人の監事は、法第72条の12の8第3号の規定による報告をしようとするときは、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(定款変更の届出)

第28条 農事組合法人 (以下「法人」という。) は、法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 定款の変更を議決した総会の議事録の抄本

(成立の届出)

第29条 法人は、法第72条の16第4項の規定による成立の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 理事が法第72条の16第3項において準用する法第72条の12第4項に規定する資格を有することを証する書面

(4)～(6) 略

(解散の届出)

第30条 法人は、法第72条の17第2項の規定による解散の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 解散の理由書

(2) 総会において解散を議決した場合にあっては、当該総会の議事録の謄本

(合併の届出)

第27条 法人は、法第72条の35第3項の規定による合併の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 合併を決議した各法人の総会の議事録の謄本

(4)・(5) 略

(清算結了の届出)

第28条 法人の清算人は、法第72条の44の規定による清算結了の届出をしようとするときは、令第10条の規定による清算結了の登記をした日から2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

(合併の届出)

第31条 法人は、法第72条の18第3項の規定による合併の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 合併を議決した各法人の総会の議事録の謄本

(4)・(5) 略

(清算結了の届出)

第32条 法人の清算人は、法第72条の18の10の規定による清算結了の届出をしようとするときは、法第80条の規定による清算結了の登記をした日から2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

(組織変更の届出)

第33条 組合員に出資をさせる法人は、法第73条の12の規定による組織変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 組織変更の理由書

(2) 登記事項証明書

(専属利用契約の締結の報告)

第34条 組合は、法第19条第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約の締結の日から2週間以内に、報告書に契約書の写しを添付して知事に提出しなければならない。

(役員の選挙又は選任の報告)

第29条 略

(1) 略

(2) 経営管理委員を置かない組合にあっては、理事の構成が法第30条第

第35条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から2週間以内に、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 経営管理委員を置かない組合にあっては、理事の構成が法第30条第

11項本文、第12項及び第13項に規定する要件に該当することを証する書面

(3) 経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員が法第30条の2第3項並びに第4項において準用する法第30条第11項本文、第12項及び第13項に規定する資格を有することを証する書面

(4) 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合で法第30条第14項各号に掲げるものにあっては、監事の構成が同項に規定する要件に該当することを証する書面

(5) 法第30条第15項の組合にあっては、常勤の監事が同項に規定するところにより定められたことを証する書面

(6) 略

2 略

(1) 略

(2) 選任の決議をした理事会（経営管理委員設置組合にあっては、理事会又は経営管理委員会）の議事録の抄本

（参考又は会計主任の選任又は解任の報告）

第30条 略

(1) 略

(2) 選任又は解任の決議をした理事会の議事録の抄本

(3) 略

第31条 略

（総会等の決議の報告）

第32条 組合は、総会等において次に掲げる事項を決議したときは、当該決議の日から2週間以内に、報告書に当該総会等の議事録の謄本を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

11項本文に規定する要件に該当することを証する書面

(3) 法第30条の2第4項の組合にあっては、経営管理委員が同条第3項に規定する資格を有することを証する書面

(4) 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合で法第30条第12項各号に掲げるものにあっては、監事の構成が同項に規定する要件に該当することを証する書面

(5) 法第30条第13項の組合にあっては、常勤の監事が同項に規定するところにより定められたことを証する書面

(6) 略

2 組合は、定款の定めるところにより代表理事又は組合長、会長その他常勤の理事（以下「代表理事等」という。）を選任したときは、当該選任の日から2週間以内に、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 選任の議決をした理事会の議事録の抄本

（参考又は会計主任の選任又は解任の報告）

第36条 組合は、参事又は会計主任（以下「参事等」という。）を選任又は解任したときは、当該選任又は解任の日から2週間以内に、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 選任又は解任の議決をした理事会の議事録の抄本

(3) 略

第37条 略

（総会等の議決の報告）

第38条 組合は、総会等において次に掲げる事項を議決したときは、当該議決の日から2週間以内に、報告書に当該総会等の議事録の謄本を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(理事の行為の差止めの請求等の報告)

第33条 略

(1)～(3) 略

(4) 法第41条において準用する会社法第847条第1項の規定による訴えの提起の請求

(5)・(6) 略

第34条・第35条 略

(業務又は会計の状況の検査及び決議等の取消しの請求)

第36条 組合の組合員又は会員は、法第94条第1項の規定による検査の請求又は法第96条第1項の規定による決議若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(理事の行為の差止めの請求等の報告)

第39条 組合は、次に掲げる請求があったときは、直ちに、報告書に当該請求に係る書類の写しを添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法第40条の2において準用する会社法第847条第1項の規定による訴えの提起の請求

(5)・(6) 略

第40条・第41条 略

(業務又は会計の状況の検査及び議決等の取消しの請求)

第42条 組合の組合員若しくは会員又は香川県農業協同組合中央会の会員は、法第94条第1項の規定による検査の請求又は法第96条第1項の規定による議決若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第42条の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条の規定により同法第1条の規定による改正前の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定がなおその効力を有する間は、なおその効力を有する。